

地方独立行政法人北九州市立病院機構役員報酬規程

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については報酬月額、業績手当及び通勤手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼務する役員には、役員報酬は支給しない。
- 3 常勤の役員に対する報酬月額は、報酬月額と業績手当の年間合計額が、第3条第3項により増額する場合を除き、別表に掲げる役員の区分に応じた報酬額を超えない範囲内において、理事長が定める。
- 4 非常勤の役員に対する非常勤役員手当は、月額30,000円以内で理事長が定める。

(業績手当)

第3条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤の役員（それぞれの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者を含む。）に対して支給する。

- 2 業績手当の額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき報酬月額に、それぞれ100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6月 100分の100
 - (2) 5月以上6月未満 100分の80
 - (3) 3月以上5月未満 100分の60
 - (4) 3月未満 100分の30
- 3 業績手当の額を定めるにあたっては、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会が行う業績の評価の結果及び常勤の役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前条第3項の規定にかかわらず、前項の規定による業績手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当の額及び支給方法は、職員の例による。

(旅費)

第5条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法は、職員の例による。

(支給日)

第6条 常勤の役員報酬の支給日は、職員の例による。

- 2 非常勤の役員に対する非常勤役員手当は、理事長が別に定める。

(日割計算)

第7条 新たに常勤の役員になった者には、その日から報酬月額を支給する。

- 2 常勤の役員が退職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬月額を支給する。
- 3 前2項の規定により報酬月額を支給する場合における日割計算の方法は、職員の例による。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

役員区分	報酬額
理事長	16,700,000円
副理事長	15,000,000円
理事	14,200,000円